

令和5年2月岡山県議会定例会提出予定案件

令和5年2月17日

件 名	内 容		
1 予算案件 (33)	(単位：千円)		
会 計 名	令和5年度	令和4年度	比 較
一 般 会 計			
岡山県一般会計	802,172,833	763,426,527	38,746,306
特 別 会 計			
岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	104,509	115,822	△ 11,313
岡山県国民健康保険事業特別会計	173,559,181	174,766,217	△ 1,207,036
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	1,781,947	951,590	830,357
岡山県造林事業等特別会計	33,678,055	35,182,931	△ 1,504,876
岡山県林業改善資金貸付金特別会計	749,294	737,674	11,620
岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	156,298	35,557	120,741
岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計	859,079	919,711	△ 60,632
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	377,651	580,595	△ 202,944
岡山県公共用地等取得事業特別会計	1,400,000	1,400,000	0
岡山県後楽園特別会計	288,880	266,232	22,648
岡山県港湾整備事業特別会計	2,647,323	2,537,415	109,908
岡山県収入証紙等特別会計	4,451,670	6,243,361	△ 1,791,691
岡山県用品調達特別会計	342,661	346,188	△ 3,527
岡山県公債管理特別会計	170,398,783	188,472,260	△ 18,073,477
特別会計 計	390,795,331	412,555,553	△ 21,760,222
企 業 会 計			
岡山県営電気事業会計	3,508,864	3,511,427	△ 2,563
岡山県営工業用水道事業会計	5,480,612	5,087,533	393,079
岡山県流域下水道事業会計	9,219,384	8,028,881	1,190,503
企業会計 計	18,208,860	16,627,841	1,581,019
合 計	1,211,177,024	1,192,609,921	18,567,103

件 名	内 容			
	会 計 名	既定予算額	補正予算額	計
一 般 会 計				
令和4年度岡山県一般会計補正予算（第8号）	818,420,146	43,933,696		862,353,842
特 別 会 計				
令和4年度岡山県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	174,766,529	△ 892,717		173,873,812
令和4年度岡山県営食肉地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）	1,043,534	△ 10,000		1,033,534
令和4年度岡山県造林事業等特別会計補正予算（第2号）	35,182,995	△ 66,000		35,116,995
令和4年度岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	35,557	△ 27,000		8,557
令和4年度岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	919,711	△ 140,517		779,194
令和4年度岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第1号）	580,595	△ 41,337		539,258
令和4年度岡山県公共用地等取得事業特別会計補正予算（第1号）	1,400,000	△ 1,117,982		282,018
令和4年度岡山県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）	2,536,597	△ 22,348		2,514,249
令和4年度岡山県収入証紙等特別会計補正予算（第1号）	6,243,361	△ 362,982		5,880,379
令和4年度岡山県用品調達特別会計補正予算（第1号）	346,188	△ 91,911		254,277
令和4年度岡山県公債管理特別会計補正予算（第1号）	188,472,260	△ 1,658,829		186,813,431
特別会計 計	412,647,055	△ 4,431,623		408,215,432
企 業 会 計				
令和4年度岡山県営電気事業会計補正予算（第3号）	3,514,379	△ 91,849		3,422,530
令和4年度岡山県営工業用水道事業会計補正予算（第2号）	5,090,648	△ 173,102		4,917,546
令和4年度岡山県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	8,315,764	△ 293,421		8,022,343
企業会計 計	16,920,791	△ 558,372		16,362,419
合 計	1,247,987,992	38,943,701		1,286,931,693

件 名		内 容
2 事件案件 (7)	1 岡山県広域水道企業団出資について (1)	◎出資額 146,237千円以内
	2 包括外部監査契約の締結について (1)	◎地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しようとするもの 契約金額 11,000千円を上限とする額 契約の相手方 上尾 洋平 (弁護士)
	3 公有財産の処分について (1)	◎処分する物件 倉敷市玉島乙島字新湊8263番34 土地 10,680.28平方メートル 倉敷市玉島乙島字新湊8263番35 土地 10,645.38平方メートル 契約の相手方 倉敷市水島海岸通二丁目1番地 中谷興運株式会社 代表取締役社長 中谷 庄吾 処分予定価格 414,784,087円 契約締結の時期 令和4年度中
	4 岡山県立美術館の指定管理者の指定について (1)	◎管理を行わせる施設 岡山市北区天神町8番48号 岡山県立美術館 指定管理者となる団体 大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番10号 大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店 取締役副社長執行役員大阪支店長 森 良史 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
	5 岡山県立図書館の指定管理者の指定について (1)	◎管理を行わせる施設 岡山市北区丸の内二丁目6番30号 岡山県立図書館 指定管理者となる団体 岡山市北区駅元町1番6号 岡山フコク生命駅前ビル7階 鹿島建物・オークス・岡山造園グループ 代表者 山本 和雄 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

件 名		内 容
6	県営土地改良事業等に対する市町村負担金の変更について (1)	◎土地改良法、海岸法及び地方財政法に基づき、県営土地改良事業等により利益を受ける市町村に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させることについて変更するもの
7	土木関係建設事業に対する市町負担金の変更について (1)	◎道路法、海岸法、下水道法及び地方財政法の規定に基づき、県の行う令和4年度建設事業により利益を受ける市町村に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させることについて変更するもの
3	条例案件 (30)	別紙のとおり
4	その他 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について	◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 2件 808,000円 ◎個人車両損傷に係る和解及び損害賠償額の決定について 1件 46,772円 ◎母子父子寡婦福祉資金貸付金の返還請求に関する訴えの提起について 2件 ◎岡山県飲食店等一時支援金の返還請求に関する訴えの提起について 2件 ◎県営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求等に関する訴えの提起について 1件

番号	題名	提案課	概要																																				
1	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	消防保安課	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務のうち岡山市が処理することとしている事務から、同法に基づく充填の許可等に関する事務であって指定都市が処理することとされたものを除くこととする等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 知事の権限に属する事務のうち岡山市が処理することとしている事務から、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充填の許可等に関する事務を除くこととする。 その他規定の整備を行う。 <p>(施行期日 令和5年4月1日)</p>																																				
2	岡山県部等設置条例の一部を改正する条例	行政改革推進室	<p>子ども関連施策の推進、感染症対策の強化、地域医療体制の整備等の保健医療の分野及び子ども・福祉の分野において、より専門性を持つて的確に対応するため、保健福祉部を分割し、保健医療部及び子ども・福祉部を設置する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 保健福祉部を分割し、保健医療部及び子ども・福祉部を設置し、保健衛生に関する事項及び保健所に関する事項を保健医療部に、社会福祉に関する事項及び社会保障に関する事項を子ども・福祉部にそれぞれ分掌させることとする。 子ども・福祉部に青少年の健全育成に関する事項を分掌させることとする。 その他規定の整備を行う。 <p>(施行期日 令和5年4月1日)</p>																																				
3	岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例	行政改革推進室	<p>事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>職員等の定数を次のように改める。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 知事の事務部局の職員</td> <td>3,715人</td> <td>→</td> <td>3,740人</td> </tr> <tr> <td>2 選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td>7人</td> <td>→</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>3 教育委員会の事務部局の職員</td> <td>351人</td> <td>→</td> <td>354人</td> </tr> <tr> <td>4 人事委員会の事務部局の職員</td> <td>12人</td> <td>→</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>5 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 小学校</td> <td>5,042人</td> <td>→</td> <td>4,988人</td> </tr> <tr> <td> 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）</td> <td>2,688人</td> <td>→</td> <td>2,673人</td> </tr> <tr> <td> 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）</td> <td>3,325人</td> <td>→</td> <td>3,292人</td> </tr> <tr> <td> 特別支援学校</td> <td>1,360人</td> <td>→</td> <td>1,382人</td> </tr> </table> <p>(施行期日 令和5年4月1日)</p>	1 知事の事務部局の職員	3,715人	→	3,740人	2 選挙管理委員会の事務部局の職員	7人	→	6人	3 教育委員会の事務部局の職員	351人	→	354人	4 人事委員会の事務部局の職員	12人	→	13人	5 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員				小学校	5,042人	→	4,988人	中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	2,688人	→	2,673人	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）	3,325人	→	3,292人	特別支援学校	1,360人	→	1,382人
1 知事の事務部局の職員	3,715人	→	3,740人																																				
2 選挙管理委員会の事務部局の職員	7人	→	6人																																				
3 教育委員会の事務部局の職員	351人	→	354人																																				
4 人事委員会の事務部局の職員	12人	→	13人																																				
5 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員																																							
小学校	5,042人	→	4,988人																																				
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	2,688人	→	2,673人																																				
高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）	3,325人	→	3,292人																																				
特別支援学校	1,360人	→	1,382人																																				

番号	題名	提案課	概要
4	岡山県債権管理条例の一部を改正する条例	財政課	<p>民事訴訟法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>岡山県債権管理条例において引用する民事訴訟法の条項について、規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>
5	岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例	中山間・地域振興課 環境企画課 建築指導課	<p>宅地造成等規制法の一部改正により、宅地造成等工事規制区域の指定制度が新たに設けられること等に鑑み、岡山県県土保全条例の適用除外の規定を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県県土保全条例の一部改正</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事及び特定盛土等に関する工事並びに特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等に関する工事については、岡山県県土保全条例の規定(開発行為の事前協議の規定を除く。)を適用しないこととする。</p> <p>2 墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事及び特定盛土等に関する工事並びに特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等に関する工事である造成工事については、墓地の造成工事の基準を適用しないこととする。</p> <p>3 建築物等の制限に関する条例の一部改正</p> <p>崖に近接して居室を有する建築物を建築する場合において、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく検査済証の交付があったときは、建築物の制限を適用しないこととする。</p> <p>4 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和5年5月26日)</p>
6	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	国際課	<p>旅券法の一部改正に鑑み、知事の権限に属する事務のうち各市町村が処理することとしている事務に同法に基づく現有旅券の確認等に関する事務を加える等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 知事の権限に属する次の事務は、各市町村が処理することとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 旅券法に基づく現有旅券の確認</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 旅券法に基づく返納すべき現有旅券の受理</p> <p>(2) 知事の権限に属する事務のうち各市町村が処理することとしている事務から、旅券法に基づく一般旅券の査証欄の増補の申請の受理に関する事務を除くこととする。</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>2 岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部改正</p> <p>(1) 旅券法に基づく一般旅券の発行の日から6月以内に当該一般旅券を受領せず、その効力を失った当該一般旅券の発給に係る申請をした者が、当該効力を失った日から5年以内に一般旅券の発給の申請を行った場合の審査に係る手数料の額を4,000円（早期に発給を受ける必要がある者（人道上の配慮を必要とする場合として知事が定めて告示する場合に該当し、かつ、緊急に発給を受ける必要がある者を除く。）が申請を行った場合の審査にあつては、10,000円）とする。</p> <p>(2) 旅券法に基づく一般旅券の査証欄の増補の申請に係る手数料を廃止する。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 令和5年3月27日）</p>
7	岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	自然環境課	<p>温泉法に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 温泉法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 土地の掘削の許可の申請に対する審査 1件につき 121,650円 → 123,540円</p> <p>(2) 湧出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査 1件につき 111,600円 → 113,340円</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 令和5年4月1日）</p>
8	岡山県希少野生動物保護条例の一部を改正する条例	自然環境課	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正に鑑み、指定希少野生動物の定義を改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>岡山県希少野生動物保護条例において用いられている指定希少野生動物の定義を、この条例の規定により指定された希少野生動物（国内希少野生動物種（特定第二種国内希少野生動物種を除く。）及び緊急指定種を除く。）に改める。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 条例の公布の日）</p>
9	岡山県立美術館条例及び岡山県立博物館条例の一部を改正する条例	文化振興課 教育委員会	<p>県有施設におけるキャッシュレス決済への対応を図るため、岡山県立美術館条例の料金の納付等に関する規定を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県立美術館条例の一部改正</p> <p>岡山県立美術館の料金について、指定納付受託者に対する納付の委託をしたときは、前納としない。</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>2 岡山県立博物館条例の一部改正 岡山県立博物館の入館料等について、指定納付受託者に対する納付の委託をしたときは、前納としない。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和5年4月1日)</p>
10	岡山県保健医療関係手数料徴収条例	保健福祉課	<p>保健医療部を新たに設置することに伴い、保健医療部の分掌する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 保健医療部の分掌する事務に係る手数料の徴収については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによることとする。</p> <p>2 知事は、次に掲げる事務について、それぞれ次に掲げる手数料を徴収する。(主なもの)</p> <p>(1) 食品衛生法に基づく営業の許可の申請に対する審査 営業の区分に応じ 1件につき 5,250円～34,500円</p> <p>(2) 栄養士法に基づく栄養士の免許の申請に対する審査 1件につき 5,700円</p> <p>(3) 保健師助産師看護師法に基づく准看護師試験の実施 1件につき 6,900円</p> <p>(4) 医療法に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 42,000円</p> <p>(5) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 1件につき 15,080円</p> <p>(6) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬卸売業者等の免許の申請に対する審査 1件につき 4,020円～14,980円</p> <p>(7) 調理師法に基づく調理師試験の実施 1件につき 6,400円</p> <p>(8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 29,980円</p> <p>3 手数料は、申請書又は願書に、相当額の岡山県収入証紙を貼って納めなければならないこととする。</p> <p>4 法令の定めるところにより知事が調理師試験の実施又は食鳥検査に係る事務を指定試験機関等に行わせることとしたときは、当該事務に係る手数料を納めるべき者は、当該指定試験機関等の定めるところにより、当該手数料を当該指定試験機関等に納めなければならないこととする。</p> <p>5 知事は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができることとする。</p> <p>6 既納の手数料は、原則として還付しないこととする。</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>7 偽りその他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することとする。</p> <p>8 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。 (施行期日 令和5年4月1日)</p>
11	岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例	保健福祉課	<p>子ども・福祉部を新たに設置することに伴い、子ども・福祉部の分掌する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 子ども・福祉部の分掌する事務に係る手数料の徴収については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによることとする。</p> <p>2 知事は、次に掲げる事務について、それぞれ次に掲げる手数料を徴収する。</p> <p>(1) 児童福祉法に基づく保育士試験の実施 1件につき 12,700円</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく保育士の登録の申請に対する審査 1件につき 4,200円</p> <p>(3) 児童福祉法施行令に基づく保育士登録証の書換え交付 1件につき 1,600円</p> <p>(4) 児童福祉法施行令に基づく保育士登録証の再交付 1件につき 1,100円</p> <p>(5) 児童福祉法施行規則に基づく保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 1件につき 2,400円</p> <p>(6) 介護保険法に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 1件につき 9,220円</p> <p>(7) 介護保険法に基づく介護支援専門員の登録 1件につき 1,600円</p> <p>(8) 介護保険法に基づく介護支援専門員の登録の移転の申請に対する審査 1件につき 1,230円</p> <p>(9) 介護保険法に基づく介護支援専門員証の交付の申請に対する審査 1件につき 2,660円</p> <p>(10) 介護保険法に基づく介護支援専門員証の有効期間の更新の申請に対する審査 1件につき 2,760円</p> <p>(11) 介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 64,350円</p> <p>(12) 介護保険法に基づく介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1件につき 34,010円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(13)介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 64,350円</p> <p>(14)介護保険法に基づく介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1件につき 33,520円</p> <p>(15)介護保険法施行規則に基づく介護支援専門員証の書換え交付 1件につき 2,770円</p> <p>(16)介護保険法施行規則に基づく介護支援専門員証の再交付 1件につき 3,380円</p> <p>3 手数料は、原則として申請書又は願書に相当額の岡山県収入証紙を貼って納めなければならないこととする。</p> <p>4 法令の定めるところにより知事が2(1)又は(5)に掲げる事務を指定試験機関に行わせることとしたときは、当該事務に係る手数料を納めるべき者は、当該指定試験機関の定めるところにより、当該手数料を当該指定試験機関に納めなければならないこととする。</p> <p>5 知事は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができることとする。</p> <p>6 既納の手数料は、原則として還付しないこととする。</p> <p>7 偽りその他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することとする。</p> <p>8 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。 (施行期日 令和5年4月1日)</p>
12	<p>児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>指導監査室 子ども未来課 子ども家庭課</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、児童福祉施設の安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の児童の所在の確認の基準を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）の安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の児童の所在の確認の基準について、厚生労働省令と同一の基準を定める。</p> <p>2 児童福祉施設の他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。</p> <p>3 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）の業務継続計画の策定等の基準について、厚生労働省令と同一の基準を定める。</p> <p>4 児童発達支援センターの職員の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。</p> <p>5 保育所の職員の配置に係る基準の特例について、厚生労働省令と同一の特例に改める。</p> <p>6 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 令和5年4月1日。ただし、 6の一部については、条例の公布の日）</p>

番号	題名	提案課	概要
13	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、指定障害児通所支援事業者等の安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の障害児の所在の確認の基準を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定障害児通所支援事業者等の従業者の員数の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 2 指定障害児通所支援事業者等の安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の障害児の所在の確認の基準について、厚生労働省令と同一の基準を定める。 3 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">（施行期日 令和5年4月1日。ただし、 3の一部については、条例の公布の日）</p>
14	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、指定障害児入所施設等の安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の障害児の所在の確認の基準を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定障害児入所施設等の安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の障害児の所在の確認の基準について、厚生労働省令と同一の基準を定める。 2 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">（施行期日 令和5年4月1日。ただし、 3の一部については、条例の公布の日）</p>
15	貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例	医療推進課	<p>地域保健法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>貸付金の返還免除に関する条例において引用する地域保健法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 令和5年4月1日）</p>
16	岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例	生活衛生課	<p>ふぐ処理師試験の実施に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該試験を受けようとする者に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>ふぐ処理師試験を受けようとする者に係る手数料の額を改定する。</p> <p style="text-align: center;">1件につき 15,560円 → 15,750円</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 令和5年4月1日）</p>

番号	題名	提案課	概要
17	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	子ども未来課	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認定こども園の自動車を運行する場合の子どもの所在の確認の基準を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の自動車を運行する場合の子どもの所在の確認の基準について、内閣府・文部科学省・厚生労働省告示と同一の基準を定める。 2 認定こども園の職員の配置等の基準の特例について、内閣府・文部科学省・厚生労働省告示と同一の特例に改める。 3 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">（施行期日 令和5年4月1日）</p>
18	岡山県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	子ども未来課	<p>子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>岡山県子ども・子育て会議条例において引用する子ども・子育て支援法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 令和5年4月1日）</p>
19	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども未来課	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の業務継続計画の策定等の基準を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼保連携型認定こども園の業務継続計画の策定等の基準について、内閣府・文部科学省・厚生労働省令と同一の基準を定める。 2 幼保連携型認定こども園の設備及び職員の基準について、内閣府・文部科学省・厚生労働省令と同一の基準に改める。 3 幼保連携型認定こども園の職員の数等の基準の特例について、内閣府・文部科学省・厚生労働省令と同一の特例に改める。 4 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">（施行期日 令和5年4月1日）</p>
20	岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例	産業振興課	<p>岡山県岡山セラミックスセンターの分析機器及び試験機器の設置に鑑み、その利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次の設備の利用料金の基準額を定める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 粒度分布測定装置 1時間につき 2,040円 (2) 炭素・硫黄分析装置 1時間につき 4,010円 (3) 熱間クリーブ試験装置 8時間につき 16,840円

番号	題名	提案課	概要
			2 設備のうち、熱電特性評価装置を廃止する。 (施行期日 令和5年4月1日)
21	岡山県農林水産総合センター条例等の一部を改正する等の条例	農政企画課 畜産課	飼料等に対する一般的な認識の向上及び製造業者の自主管理の進展等に鑑み、飼料の分析に係る手数料を廃止する等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 岡山県農林水産総合センター条例の一部改正 飼料の分析に係る手数料を廃止する。 2 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部改正 飼料又は堆厩肥の分析に係る手数料を廃止する。 3 岡山県飼料検定条例を廃止する。 4 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和5年4月1日)
22	岡山県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	道路整備課	道路法施行令の一部改正に鑑み、道路の占用料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 道路の占用料の額を改定する。 主な道路の占用料の額の改定 1 第1種電柱 1本につき1年 380円～1,700円 → 430円～1,900円 2 共架電線 長さ1mにつき1年 3円～15円 → 4円～17円 3 地下埋設管(外径が0.07m未満のもの) 長さ1mにつき1年 14円～64円 → 16円～71円 4 看板(一時的に設けるもの以外) 表示面積1㎡につき1年 670円～25,000円 → 590円～30,000円 (施行期日 令和5年4月1日)
23	岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例	都市計画課	県立都市公園の円滑な管理運営を図るため、都市公園の占用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 都市公園の占用料の額を次のように改定する。 (1) 後楽園及び総合グラウンド 電柱 1本1年につき 510円 → 570円 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの 1メートル1年につき 19円 → 21円 公衆電話ボックス 1基1年につき 910円 → 1,000円

番号	題名	提案課	概要
			<p>(2) 水島緑地及び倉敷スポーツ公園</p> <p>電柱 1本1年につき 730円 → 570円</p> <p>電線 1メートル1年につき 7円 → 5円</p> <p>水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの 1メートル1年につき 27円 → 21円</p> <p>公衆電話ボックス 1基1年につき 1,300円 → 1,000円</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 令和5年4月1日)</p>
24	岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築指導課	<p>建築基準法の一部改正に鑑み、住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分の床面積の不算入に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 建築基準法に基づく事務について、手数料の額を定める。</p> <p>(1) 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分の床面積の不算入に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円</p> <p>(2) 第一種低層住居専用地域等内における再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 167,580円</p> <p>(3) 一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査 ア 建築物1棟の場合 78,430円 イ 建築物2棟以上の場合 78,430円に1棟を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(4) 一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 ア 建築物1棟の場合 239,900円 イ 建築物2棟以上の場合 239,900円に1棟を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(5) 一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査 ア 建築物1棟の場合 239,900円 イ 建築物2棟以上の場合 239,900円に1棟を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 令和5年4月1日)</p>
25	岡山県収入証紙条例を廃止する等の条例	会計課	<p>岡山県収入証紙制度を廃止することにより、収納方法の多様化を図り、もって県民等の利便性の向上に資するため、岡山県収入証紙条例を廃止する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県収入証紙条例を廃止する。</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>2 次の条例から岡山県収入証紙に関する規定を削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 岡山県証明事務手数料条例 (2) 岡山県総務関係手数料徴収条例 (3) 岡山県税条例 (4) 岡山県県民生活関係手数料徴収条例 (5) 岡山県公害紛争処理条例 (6) 岡山県環境文化関係手数料徴収条例 (7) 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 (8) 岡山県保健医療関係手数料徴収条例 (9) 岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例 (10) 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例 (11) 岡山県ふぐ処理等規制条例 (12) 岡山県産業労働関係手数料徴収条例 (13) 岡山県計量法関係手数料徴収条例 (14) 岡山県職業訓練関係手数料徴収条例 (15) 岡山県立職業能力開発校条例 (16) 岡山県農林水産関係手数料徴収条例 (17) 岡山県農林水産総合センター条例 (18) 岡山県蜜蜂転飼条例 (19) 岡山県営と畜場条例 (20) 岡山県家畜保健衛生所条例 (21) 岡山県畜産関係講習手数料徴収条例 (22) 岡山県土木関係手数料徴収条例 (23) 岡山県特殊車両通行許可申請手数料条例 (24) 岡山県屋外広告物条例 (25) 岡山県収入証紙等特別会計条例 (26) 岡山県立学校入学選抜手数料、入学金、進級料及び各種証明手数料徴収条例 (27) 岡山県立学校施設使用料徴収条例 (28) 岡山県教育関係手数料徴収条例 (29) 岡山県警察関係手数料徴収条例 <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（ 施行期日 令和5年10月1日。ただし、 2(25)については、令和6年4月1日又は 令和11年4月1日 ）</p>
26	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例	会計課	<p>収入に係る事務の円滑な遂行を図るため、長期継続契約を締結することができる契約に、地方自治法施行令の規定により委託することができることとされている徴収又は収納の委託に関する業務のうち、知事が別に定めるものに係る契約を加える等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約に、同令の規定により委託することができることとされている徴収又は収納の事務の委託に関する業務のうち、知事が別に定めるものに係る契約を加える。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>
27	岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	教育委員会	<p>義務教育学校が美咲町に設置されることに伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 小学校・中学校教育職員給料表及び小学校・中学校教育職員給料表等級別基準職務表の適用を受ける校長及び教員の勤務する学校に、義務教育学校を加える。</p> <p>(2) 義務教育等教員特別手当、多学年学級担当手当及び教育業務連絡指導手当の支給対象となる職員が勤務等をする学校に、義務教育学校を加える。</p> <p>2 岡山県職員等定数条例の一部改正</p> <p>職員の定数に関する規定のうち、小学校の項目に義務教育学校の前期課程を、中学校の項目に義務教育学校の後期課程を加える。</p> <p>3 次の条例における学校の種類に義務教育学校を加える。</p> <p>(1) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例</p> <p>(2) 岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例</p> <p>4 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正</p> <p>教育職(二)の定義に、義務教育学校の校長及び教員の給料表の適用を受ける職員の職に相当する職を加える。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和5年4月1日)</p>
28	岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例	警察本部	<p>最近の治安情勢に対処するため、警察官以外の職員を増員し、定員を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 警察官以外の職員の定員を次のように改める。</p> <p style="text-align: center;">446人 → 450人</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和5年4月1日)</p>
29	岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	警察本部	<p>道路交通法の一部改正により特定自動運行の許可の制度が導入されることに伴い、当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 道路交通法に基づく事務について、手数料の額を定める。</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(1) 特定自動運行の許可の申請に対する審査 1件につき 79,200円</p> <p>(2) 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 78,500円</p> <p>2 運転適性検査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 用紙による運転心理適性精密検査 1件につき 680円 → 730円</p> <p>(2) 模擬運転装置による運転技能検査 1件につき 680円 → 730円</p> <p>(施行期日 令和5年4月1日)</p>
30	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	警察本部	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に鑑み、重点整備地区における信号機に関する基準を改めるものである。</p> <p>【主な内容】 重点整備地区における信号機に関する基準について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則と同一の基準に改める。</p> <p>(施行期日 令和5年4月1日)</p>